

## 第8回教育委員会会議

1 日時 令和7年6月24日（火） 午後3時30分～午後4時55分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長  
大竹 伸一 教育長職務代理者  
赤木 登代 委員（ウェブ会議の方法により参加）  
長谷川葵 委員  
森 久佳 委員

高井 俊一 教育次長  
工藤 誠 福島区担当教育次長  
中島 政人 此花区担当教育次長  
福山 英利 教育監  
松田 淳至 総務部長  
松浦 令 政策推進担当部長  
近藤 律子 学校環境整備担当部長  
上原 進 教務部長  
本 教宏 生涯学習部長  
中道 篤史 指導部長  
乗京 慎二 第3教育ブロック担当部長  
橋本 洋祐 総務課長  
有上 裕美 連絡調整担当課長  
田中 大輔 教育DX推進担当課長  
鈴木 慎一 文化財保護課長  
上田 慎一 教職員人事担当課長  
中川 達雄 教職員服務・監察担当課長

笛田 愛子 生涯学習担当課長  
瀬脇 浩 初等・中学校教育担当課長  
近藤 健司 英語イノベーション担当課長  
麦田 真希子 福島区役所子育て教育担当課長

中野 泰志 教育政策課長  
中谷 さおり 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件
  - 議案第47号 福島区の学校選択制における方針の一部修正について
  - 議案第48号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
  - 議案第49号 大阪市文化財保護審議会委員の委嘱について
  - 議案第50号 大阪市教育DX人材育成方針の策定について
  - 議案第51号 職員の人事について
  - 報告第18号 教育行政の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況等について
  - 報告第19号 国際バカロレア教育について
  - 報告第20号 職員の人事について
  - 協議題第8号 次期生涯学習大阪計画改訂の方向性について

なお、報告第20号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第51号、報告第19号、協議題第8号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### （4）議事要旨

議案第47号「福島区の学校選択制における方針の一部修正について」を上程。

工藤福島区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

資料2ページをご覧いただきたい。学校選択制における方針の一部修正について（案）である。

1 改正する制度について、福島区では、令和7年2月25日に開催された教育委員会会議にてご承認いただいた、就学制度の適正運用にかかる方向について、検討を重ねた結果、教室数不足や運動場狭隘の課題があったので、在校生の教育環境を保障するために、鷺洲小学校については、原則、学校選択制の選択範囲から除くべく、取扱いの変更を行うものである。

2 改正時期について、令和7年7月に改正し、区の広報誌やホームページ、学校案内などにより保護者等へ制度変更の周知を行ったうえ、令和8年4月入学者より適用する。

3 改正理由について、鷺洲小学校は、令和6年5月1日時点で児童数881名、通常学級数が26学級となる大規模校である。児童一人当たりの運動場面積は7.2m<sup>2</sup>と国の基準を下回り狭隘な状態にあることから、休み時間は各学年に割り当てられた時間帯のみの使用となったり、体育授業も内容によっては学年全体での授業が行えない状況となっている。また、運動会も午前・午後の2部制で種目数も減らして実施をしたり、入学式は、講堂に一度に収容できないため2部制の短時間で実施している状況である。加えて、今後も大規模なタワーマンションが完成予定で、児童数のさらなる増加が見込まれており、特別教室を普通教室に転用する必要があるなど、学校規模の大きさに起因する様々な課題が生じている。在校生の教育環境保障の観点から、学校選択制の受入抑制を行うことにより児童数を低減させ、教育環境の改善を図ってまいる。

4 改正内容について、福島区の小学校では、中学校区を選択範囲とするブロック選択制での学校選択制を平成27年度から導入しているが、在校生の教育環境を保障するため、鷺洲小学校については、令和8年4月入学者より選択可能校の対象外とし、通常学級数が適正規模の23学級となるまでの間、学校選択制における受入れを抑制する。ただし、5年を目途に見直しを行うこととする。なお、経過措置として、受入抑制期間中であっても、当該学校に姉か兄が在学し、引き続きその学校に在学する場合は、その弟や妹については選択可能とする。ただし、必ずしも当該学校への入学を保障するものではない。

次に3ページ、横長の表である。基礎データについては、時間の都合により省略させて

いただく。学校選択制受入抑制フローチャート項目の該当状況である。鷺洲小学校が該当する項目は、ア関係の現在25学級以上の大規模校である、イ関係の①将来推計により過大規模校になる見込みがある、②普通教室不足となる見込み、④施設の増改築ができない、の3項目に該当する。ウ関係では、①特別教室を普通教室に転用しなければならないなど学習環境に影響がある、②学校運営上の課題がある、の2項目該当となっている。選択制の抑制については、令和8年4月入学者から実施し、通常学級数が適正規模の23学級となるまでの間とする。ただし、5年を目途に見直しを行うこととする。

4ページ、5ページは、鷺洲小学校校長からの副申書となっている。ご参照いただきたい。6ページから8ページは、福島区の学校選択制実施内容で、今回の変更箇所を太字で追記し反映させたものである。ご参照いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

**【多田教育長】** ただいま工藤区長から説明がありましたように、いわゆる学校選択制の受入抑制の要件をフローチャートということで、3ページの資料にも整理をされておりますが、これらに該当するということで、来年度からの入学者を対象に期間を区切って受入抑制を行うということでございます。先行いたします、他の中央区、天王寺区、阿倍野区でも同じような審議をいただきまして、市民周知を十分にしながら進めるということになっております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第48号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書2ページをご覧いただきたい。3名の弁護士及び2名の臨床心理士を新たに委員として委嘱するものである。今回、新たに委嘱する方については、弁護士の相原健吾様、足立友季世様、森山ジェニー様、並びに臨床心理士は、荒井久美子様、金子真理子様である。任期については、8ページに参考に付している、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第3条第1項で、2年となっているため、本日ご了承いただいたら、令和7年7月1日からの2年間、令和9年6月30日までとしたい

と存じる。選任理由は、相原氏については、兵庫県弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属されており、子どもの権利に関わる幅広い見識を有しております、かついじめを始めとする、子どもの権利に関わる事案の対応が豊富ということである。足立氏については、「宝塚市いじめ防止委員会」の臨時委員、「神戸市内の中学校におけるいじめ調査委員会」の外部委員などのご経験があり、いじめを始めとする子どもの事案にかかる対応経験が豊富である。荒井氏については、京都市や京都府で、スクールカウンセラーとして活躍、活動されており、いじめを含む子どもが抱える問題に関する知見が豊富である。金子氏については、京田辺市や京都教育大学附属桃山小学校・幼稚園でスクールカウンセラーとして活動されており、いじめに関わる子どもたちの問題に関する知見が豊富である。森山氏については、大阪弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属されており、子どもの権利に関わる幅広い見識を有しております、かつ、いじめに関する子どもの権利に関わる事案の対応経験も豊富である。またこういった専門性に加えて、5名全員が本市の、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の委員もしくは専門委員としてのご経験もある。

次に、議案書4ページをご覧いただきたい。こちらは1名の臨床心理士委員の方を引き続き委嘱するものである。今回お願いする伊藤委員の任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までとしたいと存じる。その委嘱の理由については、この間、複数の本市のいじめ重大事態調査において、滞りなく調査を遂行している他、資質が適任であること、また現在も調査中の事案にも関わっていることから、引き続き委嘱をしたいと考えている。なお、議案書の5ページ、6ページには一覧を載せているので、ご参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第49号「大阪市文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず本題に入る前に、文化財保護等について若干の補足説明を行いたいと思う。本市においては、平成11年度に制定された文化財保護条例に基づき、これまで約300件に及ぶ文化財を指定文化財として指定してまいったが、この指定にかかる審議については、文化財保護法第190条第1項の規定により、教育委員会に文化財保護審議会を設置している。

議案書の2ページをご覧いただきたい。本件議案は、この審議会の委員の任期満了に伴

い、7月1日から次期委員を委嘱したいというものである。

3の委員の選任方針について、をご覧いただきたい。委員の構成については、分野別に建築2名、民俗1名、美術工芸3名、歴史5名、無形文化財1名、名勝1名、天然記念物1名、考古学2名、都市文化1名と、現在幅広い分野から選任をしている。また、男女比についても、男性が10名、女性7名ということ、また年齢層については、50代から70代まで幅広い年齢から委員としてお願いしている。2の説明の部分にあるように、指定文化財の候補案件をご審議いただく際には、専門的な見地に基づき議論を深めていただいている。本市では市指定文化財の指定まで至らず、審議が保留となっている案件が多く残っている状況であり、これまでの議論経過を熟知されている先生方に委嘱したく、今回任期満了となる全員について、再度委嘱したいと考えている。

承認いただいたら、任期は文化財保護条例第53条第5項の規定により、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間とさせていただきたく、また、文化財保護条例施行規則第40条の規定において、再委嘱を妨げないとなっており、議案3ページ以降には今回委嘱により、在任期間が4年を超えることになる全員の業績及び専門分野を記載している。また8ページには委員一覧を載せている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【長谷川委員】** 今回の再任に異論があるわけではないですが、全員が4年を超えて再任ということで、余人をもって代え難い事情はわかるものの、また2年後任期満了が来ると思いますので、少しまだ早めに委員の選任などに着手していただければと思います。

**【松田総務部長】** その点承知いたしました。条例施行規則で年齢に80歳の制限を設けており、年齢の制限も来ますので、次回以降の選任については十分注意をしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第18号「教育行政の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況等について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日は、令和7年1月から3月にかけて受けた15名、21件の意見・提案及び以前ご報

告をした件の進捗状況について、ご報告する。数が多いため、主なポイントに絞って、ご説明させていただく。

番号1-①の意見・提案はこども青少年局の所管事業「児童いきいき放課後事業」の参加児童の確認について、これまでの朝、児童に参加するかどうかを確認する方法から、ミマモルメでの管理に移行することで、確認漏れが生じないか、また、教員の負担増にならないかというご意見である。教育委員会の見解案としては、移行に伴う懸念に対応するための対応策を令和7年1月の幹事校長会でお示ししており、その対応策の実施を各活動室と各学校において調整いただくことで、児童のいきいきの利用有無を的確に把握できると考えていることについて説明する。なお、今回から様式に追加した、資料の右端にある要不要の記載については、いただいたご意見、提案に対する教育委員会事務局からの説明について、今後も進捗管理をしていく必要があるかについて整理したものである。

番号1-②の意見・提案は、「給食の欠品」に関するもので、納品ミスをした食材業者に補償を求めるのか、給食業者のミスを学校が保護者に説明する仕組みの改善を求めるご意見である。教育委員会の見解案としては、発生事案の経緯説明及び食材費を支出していないため補償対象となるものが生じていないこと、献立変更などに関する保護者へのお知らせは校長名で発出いただいていることを説明している。具体的な対応策としては、巡回指導や事故等を踏まえた業務マニュアルの充実を図り、全受託業者への研修会を年度末に実施したこと及び今後も事業者への注意喚起、マニュアル拡充により事故の未然防止と円滑な業務実施に努めていくこと、また、保護者向けお知らせの発出にあたっては学校と給食事業担当部署において文書内容の調整を行い、適切な説明となるよう努めていく旨、説明している。

番号1-③の意見・提案は、「児童を対象としたアンケートの実施回数の多さと大阪市教育振興基本計画にかかる児童生徒アンケートの回答項目」についてのご意見である。教育委員会の見解案としては、大阪市教育振興基本計画にかかる児童生徒アンケートの回答項目は、児童生徒が回答しやすいように单一回答としていること、「その他」を選択した場合は記述式の回答が可能な旨を説明している。具体的な対応策としては、実施回数の多さや実施時期の重なり等について事務局内で共有し、児童生徒及び教職員への負担軽減を図っていく旨、説明している。

番号1-④の意見・提案は、児童生徒の転出入処理について、転出元学校が転入先学校あてに引き継ぐための児童生徒データの入力が遅れた場合、転入先学校で様々な弊害が生じ

るため、マニュアルを改善して欲しいというご意見である。教育委員会の見解案としては、個人情報を伴う児童生徒の転出入の情報を漏れなく確実に学校間で連携するためには、現在のマニュアルの流れで事務処理を進めていただきたいこと、具体的な対応策としては、転出入にかかる事務処理の迅速な対応及び学校間の連携、緊急対応が必要な時の対応方法について、校長研修会で周知を図っていく旨、ご説明している。

番号1-⑤の意見・提案は、式典中の国歌斎唱において、ピアノ伴奏ではなくCDを使用することを認めて欲しいというご意見である。教育委員会の見解案としては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、本市ではピアノまたは吹奏楽による伴奏での国歌斎唱の実施について各校園長あて通知していることを説明するとともに、具体的な対応策として、教員の負担を軽減できるよう、指導体制や教育課程の編成等について、工夫改善を行うよう引き続き周知していく旨、説明している。

番号2-①の意見・提案は、教職員用パソコンの不具合に関して、2系統ある問い合わせ先を1本化して欲しいというご意見である。教育委員会の見解案としては、それぞれの問い合わせ先は、設置目的及び対応業務が異なること、それぞれのヘルプデスクでは丁寧な窓口対応に努めていること、具体的な対応策としては、問い合わせ内容に応じて問い合わせ先がより明確になるよう、問い合わせ一覧窓口の更新版を6月6日に周知した旨をご説明している。

番号2-②の意見・提案は、児童生徒用のパソコンのOS変更の理由を説明して欲しい、教職員個人に割り当てられているOutlook個人メールアドレスの制限を解除して欲しいというご意見である。教育委員会の見解案としては、児童生徒用のパソコン更新に伴いOSを統一するものであること、端末の仕様等は学校現場の意見を踏まえたものであること、6月下旬に管理職向け説明会を実施すること、  
教員の個人メールについてはセキュリティの関係上、これまでどおり送受信制限をかける旨、説明している。

番号3-①の意見・提案は、学校選択制について、学校間格差が広がっていると感じており、学校現場や地域住民等、保護者以外にもアンケートを実施してほしい、また、課題解決に向けた施策実施が必要であるといったご意見である。教育委員会の見解案としては、アンケートは、保護者だけではなく、地域団体関係者や小・中学校長にも実施しており、その結果は本市ホームページにも掲載していること、アンケートの結果から学校選択制は制度としておおむね受け入れられていると考えていること、具体的な対応策として、学校

選択制の検証から見えてきた課題については、多方面から対策を講じていることを説明している。

番号3-②の意見・提案は、働き方改革の推進として、①事務職員の配置について、学校徴収金未納や学校老朽化等、学校の実情に合わせて配置して欲しい、学校徴収金業務は業者委託をして欲しい、②学校で勤務する会計年度任用職員の管理業務を一括して欲しい、③勤務時間外や休日に行われる地域行事等への参加はボランティアを前提に成り立っているが、時間外勤務等の特例の対象として欲しいというご意見である。教育委員会の見解案としては、①事務職員の配置は法律に基づき行っており、学校実情に合わせた配置は困難であるが、学校事務を効率的に進めるため共同学校事務室による取組を進めていること、給食費以外の学校徴収金の徴収方法については、引き続き、国、他都市の情報収集に努めること、②会計年度任用職員の管理業務は引き続き学校での管理とすること、③地域行事への参加については、校園長のマネジメントのもと、教員の負担軽減を図っていくこと、地域のみなさまに対して市長メッセージの入った教員の働き方改革に関するチラシを配付し、協力を呼びかけた旨を説明している。

番号4の意見・提案は、不登校児童等への対応にかかるご意見である。教育委員会の見解案としては、不登校児童への対応についてアウトリーチの方法を含めて、専門的見識のある方々との合同アセスメントを通じて、進め方を検討していただきたいこと、具体的な対応策として、課題解決に向けたポイントや対応成功例を記載した事例集をSKIPポータルに掲載しており、参考として欲しいことを説明している。

番号5の意見・提案は、人手不足であり、病気で休業となる前のケアの必要性についてのご意見である。教育委員会の見解案としては、学校園職員のメンタルヘルスについて今後も取組の実施と充実に努める旨、説明している。

番号6の意見・提案は、全国学力調査等に向けた対策をするのであれば相当の教材や時間を確保する必要があること、及び校内のネット環境の充実、教職員や管理職の増員、評価の透明性等についてのご意見である。教育委員会の見解案としては、全国学力調査等の対策をすることは調査の趣旨・目的に沿った実施とならないことから、対策をするための授業時間等の確保は考えていないこと、ネットワーク環境については調査等を行い、最適な環境となるよう努めていくこと、教職員定数については、定数改善を国に求めるとともに、各学校の実情・実態を把握し、適切な配置に努めていくこと、評価の透明性は研修等により制度周知を図っていく旨、説明している。

番号7の意見・提案は、学校教育ICT推進リーダーに期待される業務内容からくる負担感及びその処遇にかかるご意見である。教育委員会の見解案としては、ICT推進リーダーとしての取組実績を所属校長にそれぞれ送付するとともに、ICT活用実践事例について全市に公開するなど、ICT推進リーダーがやりがいをもって活動いただけるよう努めていく旨、ご説明している。

番号8の意見・提案は、不登校支援における更なる施策の拡充を求める内容である。教育委員会の見解案としては、教育支援センターの運営や、学びの多様化学校である心和中学校の開校及び登校支援室「なごみ」の併設のほか、登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒への支援としてスペシャルサポートルームのモデル校設置等の取組について説明している。具体的な対応策として、モデル設置の24校について効果検証を行い、より効果的な支援・拡充に繋げていく旨、説明している。

番号9の意見・提案は、ミマモルメのシステムエラー等使用にかかるご意見、経年調査等の各種学力調査実施にかかるマニュアルの多さ及びその試験方法の変更による負担についての内容である。教育委員会の見解案としては、欠席連絡アプリのさらなる業務改善について今後も取り組んで行くこと、各種調査については、CBT化いわゆるコンピューター使用型調査にかかる新しい取組を進めており、様々な利点が考えられるなどを説明している。また、具体的な対応策として、各種調査実施にあたっての事務連絡について、学校の負担軽減に繋がるよう簡略化を図っていくこと、また、CBT調査実施について、必要に応じて指導主事の訪問支援等も可能である旨、説明している。

番号10の意見・提案は、働き方改革の一層の推進にかかるご意見、学校によって職員の待遇が異なることがないようにして欲しいとのご意見である。教育委員会の見解案としては、働き方改革の推進と公平で透明性のある学校運営については、校長のリーダーシップが重要であると考えており、校長がリーダーシップを発揮できるよう指導助言に努めること、また、働き方改革の取組について、より一層推進していくことを管理職に周知していく旨を説明している。

番号11の意見・提案は、高齢者部分休業制度を活用しづらいとの内容である。教育委員会の見解案、具体的な対応策として、教員の勤務内容、勤務実態に鑑み、現在の制度としているが、今後も制度運用について調査・研究していく旨、説明している。

番号12の意見・提案は、校務系システムのひとつであるSKIPポータルの使用にかかる改善提案及び支援の必要な幼児への対応にかかる教員配置にかかるご意見である。教育委員

会の見解案、具体的な対応策として、SKIPポータルの改善については、現在、次期校務系システムの再構築に向けた検討を進めており、いただいたご意見についても学校業務の課題としてワーキングにおいて検討をしていくこと、支援を要する児童への対応については、支援担当講師の配置や介助サポーター、特別支援加配として講師の配置等により対応しているが、引き続き講師の確保及び配置に努めていく旨、説明している。

番号13の意見・提案は、教職員が不足している状況を踏まえた人材育成の重要性及び幼稚園におけるDXの推進にかかるご意見である。教育委員会の見解案、具体的な対応策として、人材育成については、校園長のマネジメントのもと、校園内の人材育成に努めるよう指示していくこと、また、ご提案にあるモニター画面の設置等、ICT機器の活用については、各幼稚園の状況や、他都市の状況について実態把握に努めていくことを説明をしている。

番号14の意見・提案は、教室の空調機の設置及び児童への指導・保護者対応にかかる内容である。全ての普通教育及び特別支援教室に空調機を設置していること、障がいのある児童生徒の指導に空調機のない空き教室を使用する場合は、担当に相談いただきたいこと、また児童・保護者対応について校長マネジメントのもと組織対応していく旨、ご説明をしている。

番号15の意見・提案は、ICTの取組を推進するにあたり、授業時間内に子ども達に、ICTの取組を伝えることの難しさがあること、ICT支援員から子どもたちに向けての説明を求めるご意見である。教育委員会の見解案、具体的な対応策として、子どもたちにとって必要不可欠な資質である情報活用能力の育成のためにも各学校でのICT活用の推進に努めていただきたいこと、また、教員の希望に応じてICTアドバイザーやICT支援員等による授業支援や子どもたちへの操作支援を行っている旨、説明をしている。以上が意見・提案である。

次に、議案書23頁をご覧いただきたい。こちらの資料は、これまでの意見・提案に対して、教育委員会が見解を示した後の対応状況を整理したものである。令和5年度3学期及び令和6年度1、2学期の48件の意見・提案にかかる対応のうち、14件がその後の進捗確認が必要な事項として、中段以降に、その進捗状況等をまとめている。14件のうち対応済みが13件、対応・検討中が1件である。「対応済」の項目のうち「完了」の上から三つ目、「学校園を通したチラシ配付について専用ページにチラシのデータを掲載する取組について」及び、四つ目の「弘済小中学校分校の公印の制定及び遙送ルートの新設」について、特に、業務負担の軽減や業務効率に繋がる取組になったものと考えている。なお、事業資

金等における「キャッシュカードの導入」にかかる提案については、引き続き対応中である。詳細については、議案書24頁以降に載せているので、ご参照いただければと存じる。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 教職員からの意見・提案ということで、今回も随分な数が挙がっています。この取組を始めてから本当に毎回毎回いろいろな意見・提案が出てきて、結構なことだと思っています。私からはいつもこういった教職員からの意見・提案の趣旨をよく理解して、あまりまわりくどい回答ではなく、わかりやすい回答をしてくれということをお願いしていて、今回も7項目ほど、事前の説明のときにご指摘をさせていただきました。今回の資料を見ますとそれが十分にわかりやすくなっているという感じがして、本当に事務局の方には感謝をしております。その中で、1点だけ、職員の意識の問題として強調していただきたいのは、3ページの1-②の給食の件です。給食に関する改善策等という中で、給食事業者のミスを学校が保護者に説明しないといけない仕組みの改善を求めるという、非常に他人ごとのような提案が出てきています。今回の答えは、学校の給食運営に関わる責任者は校長であるとはっきり書いていただいたので結構ですけれども、やはりこの給食というものについての運営責任というのは校長にあり、その実施にあたって、業者に委託をしているということですから、当然のことながら発注者責任という意味では、校長にあるということは、やはりしっかり教員の方も認識して頂きたい。学校給食のミスをしたのは業者だから知らないよというような感覚での意見が出てくるということに、若干懸念を覚えるわけです。給食は、学校としての運営業務の中でも、非常に大きな食育の部分ですから、ぜひ教職員の意識について、しっかり指導していただければありがたい。回答は、当初の案から最終案としてしっかり書いていただいているので問題はないのですけれども、ぜひそういうことで、今後も指導していただければ有難いと思っております。

**【赤木委員】** 先生方の意見の中で4番と8番は不登校の支援に関するものになっていますが、本当に今、不登校の子どもたちが増えているということで先生方あるいは学校が悩みつつ取り組んでいるという状況かと思います。もう一度、先生個人で、自分のクラスで不登校が出た時に、個人で悩まないで、まず学校全体で取り組んでいらっしゃると思いますけれども、これらのコメントを見ると、学校全体、さらに大阪市全体でうまくいった事例であるとか、困難な事例などを共有して一層取り組んでいただかないと、先生方個

人や一つの学校だけで悩むことがないように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが入ってきていて、心和中学校も設置されてどんどん進めていただいているが、一層、数が減っていない、寧ろ増えつつある中で、全体で取り組むということをお願いしたいと思います。本当に前向きに解決したいと思って、こういうふうに投稿していたいしているのでよろしくお願ひします。

【長谷川委員】 ここの内容についてではなくて、前回の同じようなこの教職員からの意見のときに、学期ごとに分かれているのは理解するけれども、回答まで時間がかかっているので、スピーディーに対応すべき案件はそれなりに対応したほうがいいのではないかという他の委員の先生からの意見があったと思います。その点について、どういう整理になったのかを教えていただけたらと思います。

【松浦政策推進担当部長】 今回の中で、前回のような感じですぐに答えて対応ができるような事例がちょっとなかったかと思いまして、今回はずみません、前回申しあげたような対応をした案件はございません。

【中野教育政策課長】 アンケートの重複が多いという意見をいただいた内容につきましては、年度当初に全体ではないですけれども、一部、重なりの部分があることを踏まえて、11月ぐらいに毎年行っているアンケートは、内容と項目を学校園の方に先に周知をして、重なりがないようにといったことで、全部ではないですけれども取組を進めた内容がございます。長谷川委員からのご指摘については、引き続き、事務局内でこの対応についても、迅速に進めるということで取り組んでまいりたいと考えております。

【長谷川委員】 ありがとうございます。個別の案件で、早く回答しなければいけないものは対応しますということでいいでしょうか。

【多田教育長】 今回も本当に多岐にわたる意見・提案をいただきました。その意見をこの場でご協議いただいて、施策に反映させたものも過去たくさんございますし、今後とも、今日赤木委員からもございましたし、現場でのそういうお考えをいただいたものについて、現場だけで抱え込むことがないようにということでの趣旨かと思いますので、教育委員会が、しっかりと現場を支援する姿勢で取り組んでいきたいと思っております。また大竹委員からもございましたように、制度的な理解や、職員としての基本的な心構えと言いますが、そういうようなところもあるかと思いますので、そのところはしっかりとまた現場と共有できるような形で取り組んでいけたらと思っております。それでは今回このような形で進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案第50号「大阪市教育DX人材育成方針の策定について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

こちらは、学校園の教職員及び教育委員会事務局の職員全員を教育DX人材として位置付け、めざすべき人材像等の基本的な考え方を示すというものである。

議案書は、人材育成方針の概要版と本体をお示ししているが、本日は概要版によりご説明申しあげる。

まず、本方針の策定に至った経過についてご説明する。

議案書2ページをご覧いただきたい。本市では令和5年3月に「大阪市DX戦略」が策定され、本市のDXに取り組む方向性が示された。その翌月、令和5年4月には、「大阪市DX人材育成方針」が策定された。この指針では、DX戦略を実現するのは、デジタル統括室のようなICT担当部署だけではなく、本市の全ての部署が自分の目の前の職務のやり方を変える意識を持たなければならないということで、本市の職員全員を対象とし、DXに関わる人材として育成するに当たっての基本的な考え方を示している。なお、「大阪市DX」人材育成方針では、教育委員会事務局の職員は対象とされているが、市長と教育委員会の役割分担があることから、本市学校園の教職員は対象とはされていない。そこで、学校園の教職員を対象とした「大阪市教育DX人材育成方針」を策定するに至ったところである。なお、教育委員会事務局は、学校園で利用するシステムや教材アプリ等を企画・導入する場合があり、学校園でのデジタル技術活用に大きく関係するので、「教育DX人材育成方針」は、学校園教育に携わる教育委員会事務局の職員も対象とすることとしている。

議案書3ページをご覧いただきたい。市のDX人材育成方針、教育委員会のDX人材育成方針は、それぞれ階層別に役割と目指すべき人材像を設定しており、その階層図を抜粋して掲載している。校務や授業に関わるDXの観点から若干異なる部分はあるものの、デジタル技術の導入や取扱いに関する知識が必要であるという点においては違いがないことから、階層の構成やその名称等については、「大阪市DX人材育成方針」と概ね同じである。それでは、「教育DX人材育成方針」の内容について、概要版に基づきご説明する。

議案書4ページをご覧いただきたい。まず「1 策定の背景・目的・趣旨」である国の動きや本市教育振興基本計画を踏まえ、教育DXを実現し、支えるのは一人一人の学校園の教職員及び教育委員会事務局の職員であるため、これら全ての者を教育DXに関わる人材として育成する基本的な考え方を示すために、教育DX人材育成方針として策定するものであ

るとしている。次に「2 方針の位置づけ」である。本市では、教育振興基本計画と学校教育ICTビジョンにおいて、ICTの活用により、校務や授業など教育の質の向上に取り組んでいる。それらの実現に向け、教育DXに関わる人材育成の基本的な考え方として、本方針を位置づけている。次に、ページ下段「3 目指すべき教育DX人材像」である。こちらは、先ほど申しあげたとおり、「大阪市DX人材育成方針」で示されている階層とパラレルなものとしており、名称もこれを踏襲したものとしている。教育長を最高デジタル責任者、CDOとし、役割ごとに七つの階層を設けた。階層のイメージは、右の図のとおりである。局部長級をオフィサー、校園長と事務局の課長級をマネージャー、それ以外を基本的にフォロワーとしている。一部フォロワーの中から学校園や課においてDXを推進する者としてリーダーを設定している。また、学びの質向上の観点で学校園から相談等を受け、学校園を支援する者をサポーター、学校園のICT環境を整備する者をエキスパートと設定している。

議案書5ページをご覧いただきたい。教育DX人材に必要とされる能力や知識の説明になっている。表が二つあり、左側が能力・知識の説明、右側が階層ごとにどのような能力・知識が必要であるのかを二重丸、丸、三角で表示している。例えば、校園長であるマネージャーは、実務よりも社会情勢や本市の状況等を見据えながら、ICTを活用した学びの質向上等に向けた全体的なマネジメントを行う必要があるので、情勢判断及び政策決定力やマネジメント力、調整力が特に必要であるとしている。また、多くの教員・職員が該当するフォロワーであれば、システム・アプリ・デジタル機器などにより変革された業務を的確に行うことが必要となるので、デジタル技術・データの知識、活用力などが特に必要であるとしている。概要版では、一覧表とさせていただいているが、方針の本編では、階層ごとにそれぞれ、必要な役割、行動姿勢、能力・知識を示しており、学校園等を対象としていることから、学校園における業務効率化や学びの質向上をめざす観点に基づき設定している。次に「4 教育DX人材育成の考え方」である。教育DX推進に当たり、WhyとしてなぜDXが必要かを知り、Whatとしてどんなデータ・技術が必要であるかを知り、Howとしてどのようにデータ・技術を活用するかを知る、の三つのステップで学習を進めていくことで、スキル向上を図るとしている。この三つのステップの進め方についても、「大阪市DX人材育成方針」に倣ったものとしている。学習の手段としては主に研修となるが、今回は、まずは目指すべき人材像についての基本的な考え方を示すにとどまり、今後、本方針で示す方向性や考え方をもとに、計画的・段階的に具体的な研修体系や計画を定める予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森委員】 今日はDXの観点からこのような形で整理されているかと思いますけれども、これはDXが単に足し算的に増えただけの話ではなくて、寧ろこれからの教師に必要な、ある種の資質能力としてこれまでの大阪市で取り組まれてきた、ある種の専門性の開発といいますか、専門性としての向上の中に位置付けられていく、それをDXの観点から整理したというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

【田中教育DX推進担当課長】 おっしゃっていただいた趣旨で結構でございます。

【森委員】 そうしますとやはり5ページのスライドのところで出ている、全員二重丸が特に最低限必要といいますか、コアスキルといいますか、そういうこともある意味、身につけて欲しい知識とか資質といった観点から、今後整理していくということもあり得るということの理解でよろしいでしょうか。

【田中教育DX推進担当課長】 そうですね。ここで示しております、この能力・知識を皆さんに習得いただけるような研修の体系、計画というのを今後検討してまいりたいということでございます。

【森委員】 ありがとうございます。

【大竹委員】 同じく5ページのこのスキル能力知識ですが、これから研修をすることですので、ぜひ研修をするなかで、全てのものが数値で判断できるということではないと思いますが、できるだけ数値で判断できるようなものは数値で最終的に判断をして、この人はこういうような能力があるのだなど客観的な物差しを作っていただければと思います。マネジメント力とか、調整力というのは、実際の行動でないとなかなか判断できない部分もあると思いますが、検証の中では、本当に基礎的な知識云々というところは、できるだけ数値で評価をして可視化をするというようなことを、研修を組むにあたっては考えていただければ有難いと思います。

【多田教育長】 ありがとうございます。それでは今後ただいまのご指摘、ご意見も踏まえて進めていくということにさせていただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第8号「次期生涯学習大阪計画改訂の方向性について」を上程。

本生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案 2 ページをご覧いただきたい。「生涯学習大阪計画」については、大阪市の生涯学習推進にむけ、現状と課題を踏まえ、総合的に講ずべき施策の方向性とその内容を明らかにすることを目的として策定しているものである。また、本市においては、社会教育法に基づき、社会教育委員を置き、社会教育委員会議を設置しており、計画策定にあたっては、社会教育委員の意見を聴取しながら進めることとしている。これまでの策定経過については、平成 4 年の第 1 次計画策定以降、第 2 次、第 3 次を経て、現行の第 4 次計画は令和 4 年 4 月から令和 8 年 3 月末までとなっていることから、今年度、次期計画の策定作業を行うものである。なお、次期計画期間については、教育振興基本計画と時期を合わせ、令和 8 年 4 月から 12 年 3 月までの 4 年間を予定している。

次に、3 ページをご覧いただきたい。現行の「第 4 次生涯学習大阪計画」の概要をお示ししている。まず現計画の基本理念としては、「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」を掲げ、多様な全ての市民一人一人が、誰一人取り残されることなく、その生涯にわたって、あらゆる場所で自らに適した手段や方法で学ぶことができ、心豊かな人生を送ることができること。また、「市民力」を身につけ、学びや活動の成果を生かすことにより、ひとやまちとつながり、支え合い、共に成長していくこととしている。次に、計画の位置づけとしては、大阪市の生涯学習に関する施策全体を体系的に網羅し、教育振興基本計画における生涯学習施策と理念を共有するとともに、本市の他の関連計画等による施策や事業と協力・連携することとし、計画期間については、令和 4 年 4 月から令和 8 年 3 月までとしている。次に、右側の「めざすべき未来像」をご覧いただきたい。「誰もが主体的に学び 続け社会に参画できるまち」および「多様な市民が支え合い共に生きるまち」の二つを掲げ、その下段に、二つの最重要目標指標を挙げている。なお、最重要目標の現状については、後ほどご説明させていただく。

次に、次期「生涯学習大阪計画」の検討について」をご覧いただきたい。本計画の策定にあたっては、社会教育委員の意見を聴取することから、次期計画にむけ、令和 6 年度に実施された社会教育委員会議においてあらかじめ確認された事項をこちらにまとめている。昨年度、社会教育委員の方々から出た意見としては、個人や社会の多様化が進む中、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進する施策の重要性は増していること。また、「生涯学習大阪計画」進捗状況調査の各成果指標においては、「オンライン講座の提供数」など一部の指標を除き、最重要目標については概ね進捗するなかで、対応すべき課題が生じていること。こういった状況から、第 4 次計画の基

本理念「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」はそのままに、課題への対応をふまえ次期計画の改訂を行う旨の方針が確認されたところである。なお、資料右下に、参考として、最重要目標における成果指標の数値を記載しているので、後ほどご覧いただければと思う。

次に、「生涯学習大阪計画」改訂方針（案）をご覧いただきたい。ただいまご説明いたしました方向性に基づき、社会教育委員より示された、四つの課題を踏まえた次期計画における改訂のポイントをお示ししている。課題の一つ目として、「外国人住民の急増を踏まえた識字・日本語教育への対応」として、令和5年度に策定した「大阪市識字・日本語教育基本方針」に基づき、近年の外国人住民の急増を踏まえ、生活に必要な識字・日本語学習機会の充実、多様な学習ニーズに対応した学習環境の整備等を行うとともに、多様な市民の方々との共生社会を見据えた学びの取組を進めていくこととしている。次に、二つ目として「急速なデジタル社会の進展を生かした学びへの対応」については、SNS等を含めたデジタル技術を活用して、誰一人取り残さない施策推進を図るとともに、日進月歩しているデジタル技術の活用、とりわけAI等の新たな技術の活用について研究し、持続可能な生涯学習社会の構築を目指すこととしている。次に、三つ目として「生涯学習を支える人材の持続的な活動を支援」として、本市の生涯学習施策を支えている市民ボランティアの方々の負担軽減や、多様な人材が参加・参画できる手法を研究することで、市民ボランティアの持続的な活動を目指し、地域全体のウェルビーイング向上を目指すこととしている。最後に、四つ目として「多様な主体との連携・協働への対応」としては、様々な団体や個人が、個々の強みや特性を生かして、生涯学習の担い手として、主体的にかかわることのできる仕組みの構築と取組を推進し、共生社会の実現を見据えた生涯学習の裾野の拡大を目指すこととしている。次に、6ページについては、時間の関係上説明を省略させていただきますが、参考として、この間の社会教育委員会議における議論経過及び令和7年度予定している今後の流れをまとめている。最後に、7ページについては策定に向けたスケジュール案をお示ししている。本日、改訂方針についてご確認いただけたら、素案の検討を進め、社会教育委員会議においてご助言を頂き、関係会議で検討のうえ、教育委員会会議で素案をお諮りしたのち、秋を目途にパブリックコメントを実施したいと考えている。その後、パブリックコメントの結果を踏まえ修正等を行い、再度、社会教育委員会議等にお諮りした上で、教育委員会会議にてご審議頂き、市長決裁を経て、成案をしたいと考えている。なお、本計画の策定作業にあたり、今年度に行われる次期教育振興基本計画の策定作

業とも連携しながら進めてまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 生涯学習ということで、いろいろな人生ステージのいろいろな方向性を対象としており凄く広いものだろうと思っています。その意味で、ポイントを絞るというの大事かと思っていまして、5ページに挙げておられる四つの視点はまさに大事で、今の時点でこういうものが重要だということは挙げていただいていると思っています。その中でも1点目と2点目についてですが、これらは学校教育との関係でも、例えば1点目は、保護者同士の連絡のときに、外国人の方も増えているので、そこで少し支障が生じたり、学校と保護者の関係でも同じようなところがあるので、ぜひ学校という面を踏まえても進めていただきたいと思っています。さらに、日本語を覚えてもらうというだけではなくて、こちらが外国の方の文化を理解して、双方向で学べるような取組にしていただけたらよりよいのではないかと思っています。2点目のデジタル社会のところですけれども、有効活用という以前に、多分そこを使い始めるのにハードルが高くて使えていないという方もかなり多くいらっしゃるのかなと思うので、その入口の部分も含めての何か計画であればいいと思っています。

【本生涯学習部長】 ありがとうございます。まず1点目のところでございますが、委員ご指摘のように、実はですね、今後、総合教育会議で指導部、図書館、学校図書館、生涯学習と連携をして、要は外国人の特に保護者向けの施策を展開したいと考えております。これについては改めて今度の会議の中でご説明をしたいと思っています。生涯学習大阪計画の改訂方針の中で、今回重要項目としてできたこの1番目を考えていきたいということで検討作業を進めております。2番目ですが、委員ご指摘の通り、実際、ご高齢の方であるとかいろいろな方がデジタルを触る機会が重要になってくると。今、思っておりますのは、総合生涯学習センターであるとか、うちの機関を利用して、できたらそういう講座で特にデジタルリテラシーとかいろいろなところの講座をできたら重点的にやっていきたいと。できたらこの計画の中でお示しするようにはしていきたいと思っておりますので、またいただいたご意見を社会教育委員の方にも伝えまして、施策の方に反映していきたいと思っております。ありがとうございます。

【大竹委員】 4年前の改訂のときも、本当に膨大な施策があるし、連携や整理するのに非常に苦労されたという記憶があります。今回もいろいろな軸があって、例えば対象

者ということで見ると、幼稚園から高齢者まで、或いはその中でも、外国人の方、そうではない方、これは対象をどういうふうにまず捉えるのかというのが一つと、もう一つの軸は目的です。達成の何を目標とするのかということで、本当に高度な、例えばICTだとすると、高度な利用をするのか、そうではないのかというような軸もあるし、もう一方の軸ではここに書かれているように、外部の協力、或いはボランティアといったようなNPOとどう連携をするのかというような軸もあります。それからそれに対して施策ももう多様です。

4年前のときも同じような議論をさせていただいたと思いますが、今回も、まず対象者をどう考えるのか、背景として急速なデジタル社会の中で学びやすい環境をどのように整えるのか、AIの技術というだけでも随分レベルの差があります。そこをやはりどういうふうに整理をして、今回生涯学習の中で、第5次はどこに焦点を当てるのかということを少し明確にして、整理していく必要があると思います。また、社会教育委員の方もどう思われているのかということも知りたい。生涯学習大阪計画には、いろいろな切り口が一緒になっているので大変だと思いますが、軸の整理をしないまま、網羅的にやりだすと本当に收拾がつかなくなる恐れがあると思いますので、ぜひそこらは意識をして、大阪市としてやはりこれが遅れているとか、これをやはりやるべきだということを留意点にすると少しはぐれやすくなるかなと思うので、そんな面からも少し見ていただければ有難いと思います。

**【本生涯学習部長】** まさにおっしゃる通りで、今回我々が思っていますのは、まず対象者をやはり絞っていく。そういう意味では先ほど言ったその外国人の住民の方をまず重点的に見ていきたいと。あとは地域と学校との結びつきの面で言うと、コミュニティの関係はやはり大事にしていきたい。そうは言ってもやはり生涯学習推進の担い手とか、高齢化が進んでいる中でいうと、今思っていますのが、民間企業NPOとか、そういったところをどううまく使っていくか。それは実は区長会からもそういうご提案もいただいたいて、それについても今回、重点的に対応していきたいと思っていますので、委員ご指摘のようにできる限り焦点を絞った形でお示しできるように整理したいと思っております。ありがとうございます。

**【多田教育長】** それでは本日いただいたご意見も踏まえて進めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

報告第19号「国際バカロレア教育について」を上程。

乗京第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年度よりご説明させていただいている国際バカロレア教育の導入について、これまでの経過及び今年度の進捗をご報告する。再度、国際バカロレア（IB）の概要をお伝えする。IBは、世界のどのような場所・文化圏においても受講可能な教育として展開されており、各学習分野を関連づけ、教科内容の関係性を探究するなど探究・行動・振り返りのサイクルを通じて学びを深める。現在四つのプログラムが展開されているが、本市では小学校課程相当のPYP、中学校課程相当のMYPを公平性の観点より全市募集を実施している施設一体型小中一貫校「むくのき学園」に導入し、小中一貫校における9年間の学びの連続性を活かし、「主体的に学ぶ」児童生徒の育成に努めてまいる。両プログラムは、学習指導要領の範囲内かつ日本語で指導できるため、他の小・中学校と同じように教科書等を用いながら学びを進める。単元の一部や総合的な学習の時間に行っている探究・協働学習の手法を、IBプログラムを活用することで、学びの促し方を変化させ、児童生徒の「分かった」を教室内にとどめず実際の社会生活で実践応用できるよう、より深化させていくものである。

IBプログラムの活用は、国際バカロレア機構（IBO）による2回の審査が必要となる。まず、関心校となり、必要な研修受講及び事務手続きを経て候補校になるための審査を受ける。その後、候補校の認定を受けて、授業実践及び必要な各教員研修、事務手続き等を経て再度、認定校への審査を受ける。この2回目の審査を経て認定となることで、本格的にIB認定校として実践が可能となる。現在のステータスであるが、資料にお示ししている通り、候補校審査を受けるための書類作成等に取り組んでおり、教員研修については、当該校と連携し、必要なPYP研修を受講し終え、8月に実施される予定のMYP研修の登録作業を進めている。学校協議会をはじめとした地域説明等を行うなど準備が整い次第、議案として“IBプログラムを「小中一貫校 むくのき学園」にて導入”することをお諮りする。

最後になるが、資料3・4ページは「事務局と学校の動き（予定）」である。当該校と事務局で策定し、計画に基づき、確実に認定校となるよう事業を進めてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

**【赤木委員】** バカロレア教育で今回導入を考えているのはPYPとMYPということですが、これを導入するのはDPではないので、これによって何らかの資格を得るものではないということで、では何のために導入するのかというのをもう一度お伺いしたいです。これによって通常の教育よりも、よりグローバルに求められている探究型の教育であるとか、コミュニケーション重視の教育が実行できるという、そういう意味なのでしょうか。これ

を実施することで、いわゆるバカロレアが認められるわけではないので、資格を得られな  
いけれども、する価値というのはもう一回確認ですが、一口で言うとどういうことでしょ  
うか。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。この導入につきまして  
は、IBにおきまして、話し合い等を通じた探究型の教育手法であり、先生がおっしゃる通  
りでございまして、児童生徒自らが課題を設定し、協働した学びのもと、自立した個人の  
育成を図っていくということ、これが見込まれるというところでございます。特に学びに  
向かう主体性や計画性、行動力、思いやりや表現力などの情意面での向上が挙げられる  
というところでございます。しっかりとその辺りを図っていきたいと思います。

【赤木委員】 ありがとうございます。その学びが中学校までということで高校に結  
びつかない。そこで学んだ、国際バカロレア教育で培ったスキルというのがもっと高校段  
階で何か活かせるようになればいいと考えています。そこまで、高校でまた通常のやり  
方に戻ってしまうと、せっかくいろいろなやり方を身につけたのがなくなる恐れがある。  
少しそこの出口のところが気になりました。ありがとうございました。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 ありがとうございました。

【森委員】 PYPに関する管理職研修はすでに終わっているということでしょうか。  
何かその受けた方からのリプライであるとか、リクエストといいますか、何かそういうお  
声みたいなものは、公表できる範囲内でも結構ですけれども、何か参考になるようなもの  
があれば教えていただきたいです。

【近藤英語イノベーション担当課長】 研修に行かれた学校長と、あと私ども教育委  
員会のスタッフから聞いている限り、なかなか歯ごたえのある研修であったということを  
聞いております。やはり小学校、中学校ということで、次に受けるのが中学校のMYPですが、  
小学校の教育課程で、やはり概念の学びというものについて、しっかりと考えていかなければ  
いけない。なかなかどう結び付けていくのか大変でしたという率直な感想を聞いてい  
るところです。それぞれ準備ということで、我々もできる限りの学校支援をしていきたい  
と考えているところです。

【森委員】 ありがとうございます。結構というかIBの場合は、基本的に義務的にこ  
れが必要だ。絶対しなければいけない。ということがあって、これが管理職だけではなく  
て教員の方もおそらく、人によっては戸惑われる方、逆にフィットする方というのもおら  
れると思うので、時間はかなりとは言わないですけれどもそれなりにかかる想定す

る中で、しかもPYPは結構日本ではまだ少ないですよね。MYPとDPは多いですけれども比較的。ですから、教育委員会としてもチャレンジングなことをされているということなので、また適宜ご報告と進捗をお聞かせいただければ有難いかなと思います。ありがとうございます。

**【多田教育長】** 今回の取組につきましても、配布資料の4ページ、5ページに、今年度を含めた今後の動きということで、スケジュール表を整えておりますけれども、今後最終的に地元の方々ですね、当該校につきましては、大阪市内を全て校区といいますか、全市募集の学校ということでございますけれども、非常に関心をお持ちの方々も出てこられるかと思いますので、今、先生方からもご意見がございますように、しっかりそういうところをアピールできるように、魅力のある学校づくりに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それではこの形で進めさせていただきます。

報告第20号及び議案第51号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、報告第20号について、教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、急施専決を行ったので、同条第2項に基づきご報告するものである。

玉出中学校教頭の退職に伴い、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、玉出中学校首席、木元真理子を充てることとし、6月12日付けをもって異動発令を行った。本来であれば、教育委員会会議の承認を経て発令を行うべきところであるが、管理職不在の速やかな解消等のため、教育長による急施専決を行った次第である。

次に、議案第51号について、浪速小学校教頭が休職となることから、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、指導部指導主事の松田紘司を充ててまいりたいと考えている。それに伴い、指導部指導主事の後任に、高松小学校首席、木村拓也を充ててまいりたいと考えている。本日ご承認いただいたら、6月26日付けで人事異動を発令いたしたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

（5）多田教育長より閉会を宣告